

父子家庭のニーズの動向に関する研究

地方自治体における実態調査の分析（その3）

研究第9部 川西康裕

目次

はじめに

I. 父子家庭実態調査の実施状況

II. 父子家庭の定義と調査方法

1. 父子家庭と父子世帯

2. 父子家庭の定義（以上、本集に収載）

3. 調査方法（以下、次集に執筆予定）

III. 父子家庭のニーズの動向

おわりに

はじめに

本研究は厚生省児童家庭局企画課の要望に応じて昭和57年度に着手したものである¹⁾。第1報では²⁾、同課が収集した父子家庭調査計36を分析したが、そこでの主要な分析項目は、①調査の実施状況、②調査対象の定義、③対象数および出現率、④主要調査項目別地域別調査結果の概況であった。第2報では³⁾、この36調査に都道府県・指定都市の協力をえて収集した25調査を加え、計61調査を分析した。そこでは、上の①～③を再検討したうえで、調査実施→施策遂行の過程を「父子家庭の問題構造および問題解決の理論」の探究のプロセスとみて、その手続きをモデル化し、かつこれを基準として全調査を評価し、各調査が相互に影響しあい発達する過程を明らかにした。

以上の実績をふまえ、本報告では、次の事項について総括する。

I. 父子家庭実態調査の実施状況

II. 父子家庭の定義と調査方法

III. 父子家庭のニーズの動向

ここにいうI～IIは先の①～②を含む基礎的な分析項目であり、第2報以後に収集した新しい資料を加えて、データを補充もしくは訂正する。ただし、調査方法については、今回初めて立入って論じるものである。IIIは本研究の中心的な課題であるが、ここには、さきの③対象数および出現率（第1報、第2報）④主要調査項目別

地域別調査結果の概況（第1報）や調査の発達過程（第2報）も研究の視角に含むこととしたい。第3報では、このような構成をとることにより、分析比較の前提となる議論を若干展開した後に、収集した調査データの要点を、「福祉ニーズ」の動向を焦点として簡潔かつ系統的に整理し、父子家庭問題の全体像を構成することを企図している。

I 父子家庭実態調査の実施状況

昭和42年5月、制度創設50周年記念全国民生委員児童委員総会で決定された「民生委員児童委員活動強化要綱」の重点活動のひとつに、〈社会福祉モニター活動〉がある⁴⁾。これは民生委員児童委員による地域社会における生活問題の実態調査活動をいう。

京都府民生児童委員協議会評議員会では、同年同月、同年2月の婦人民生児童委員幹部研修会以来懸案事項となっていた父子家庭調査の実施を決定し、11月1日現在でこれが実施された。この京都府民協調査は、おそらく地方自治体における本邦初の父子家庭調査であり⁵⁾、民生委員法（昭和23年7月29日、法198）第14条にいう民生委員の職務⁶⁾を、〈社会福祉モニター活動〉として組織的に展開する先例になったと思われる。

翌年の〈モニター活動〉では「寝たきり老人」の全国一斉調査が実施された。そしてその翌44年度に、メニュー方式を採用して、父子家庭、事故家庭遺児、心身障害児、独居老人のうち、都道府県・指定都市（当時は6大都市）の実情に即して、1項目以上が調査される運びとなったのである。昭和45年3月までに父子家庭調査を実施したのは17道県市であり、このうち1道10県2市については、全国社会福祉協議会と全国民生委員児童委員協議会が結果をとりまとめ報告している⁷⁾。

このように、地方自治体における父子家庭調査は、民生委員児童委員（以下、民生委員と略記する）の自主活動として、各地域の民生委員児童委員協議会（以下、民協と略記する）もしくは社会福祉協議会（以下、社協と

表1 都道府県・指定都市における年次別父子家庭実態調査実施状況(昭和60年8月現在)

年(昭和) 1~12月 自治体	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	計
1 北海道			全○社 民										① 民社							2
2 青森			全○社 市町村民									②					③			3
3 岩手									○社 民		④	⑤		⑥ 民			⑦			5
4 宮城												⑧ 社		⑨						2
5 秋田				全⑩ 社					⑪			⑫						⑬		4
6 山形							⑭ 民社						⑮							2
7 福島						⑯ 社民			⑰				⑱	⑲ 社民						4
8 茨城			⑳ 社民								㉑						㉒			3
9 栃木			○社 民							㉓ 県民						㉔ 民社				3
10 群馬			全㉕ 社民							㉖ 社民					㉗					3
11 埼玉												㉘					㉙			2
12 千葉						㉚ 社							㉛			㉜				3
13 東京						㉝						㉞	㉟		㊱			㊲		5
14 神奈川								㊳					㊴							2
15 新潟											㊵						㊶			2
16 富山																㊷				1
17 石川											㊸						㊹			2
18 福井										㊺ 社						㊻				2
19 山梨																		㊼		1
20 長野										㊽				㊾				㊿		3
21 岐阜													㋀ 社民							1
22 静岡												㋁								1
23 愛知													㋂ 民社	㋃						2
24 三重																				0
25 滋賀				㋄ 社民								㋅						㋆		3
26 京都	㋇ 民												㋈ 社						予	2
27 大阪												㋉ 社			㋊					2
28 兵庫								㋋											予	1
29 奈良											㋌ 民									1
30 和歌山			○社 民											㋍ 県社						2
31 鳥取										㋎ 県民							㋏			2
32 島根												㋐		㋑					予	2
33 岡山																				0
34 広島			全○社 民						㋒ 民					㋓						3
35 山口			全○								㋔					㋕				3
36 徳島			全㋖ 社									㋗					㋘			2
37 香川			全○						㋙ 民社											2
38 愛媛			全○									㋚								2
39 高知														㋛						1
40 福岡														㋜						1
41 佐賀								㋝ 民社	㋞ 民社					㋟				㋠		4
42 長崎			全㋡ 社									㋢								2
43 熊本										㋣ 社				㋤					予	2
44 大分			全○	○社		㋥ 県民					㋦			㋧					予	5
45 宮崎							㋨				㋩					㋪				3
46 鹿児島									㋫					㋬						2
47 沖縄														㋭ 社民					予	1

川西：父子家庭のニーズの動向に関する研究

表1 つづき

年(昭和) 1~12月	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	計
自治体																				
48 札幌													① 民社							(1)
49 横浜			全○社					㊟					㊟ 民社							3
50 川崎								㊟												1
51 名古屋													㊟ 市民			㊟ 市民				2
52 京都																				0
53 大阪			全○																	1
54 神戸													㊟ 社							1
55 広島														㊟				○		2
56 北九州			㊟ 民					㊟												2
57 福岡																				0
合計	1	0	16	3	0	4	2	5	7	7	9	12	13	15	4	7	6	7		118

資料：都道府県・指定都市に照会したほか、東京都社会福祉協議会「社会福祉関係調査報告書一覧（昭和42年度～昭和52年度）」昭和54年、同「社会福祉関係調査報告書一覧（昭和53年度～昭和58年度）」昭和58年を参照して、都道府県・指定都市社会福祉協議会にも照会した。

- 注1. ○印は調査実施の事実を示す。
 2. ○内の数字は本稿末尾に記載した調査報告書リストの番号を示す。
 3. ○印右の文字は、以下のとおり、各々実施主体を省略したものである。
 民：都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会
 社：都道府県・指定都市社会福祉協議会
 民・市：他の団体と共催の場合に併記している。
 無記入：都道府県・指定都市が主体であることを示す。
 4. ○印左の「全」は、民生委員、児童委員の社会福祉モニター活動として、昭和44年度に実施された1道10県2市の調査結果を、全国社会福祉協議会、全国民生委員児童委員協議会がまとめたことを示す。
 5. 「予」は調査実施予定の意味。
 6. ①は札幌市を含む北海道全市町村の調査であるが、札幌市独自の報告書は作成していない。
 7. ㊟と㊟は同じ調査であり、報告書の内容も同一であるが、神奈川県と川崎市が別々に刊行している。
 8. ㊟と㊟は同じ調査であるが、㊟は名古屋市ののみ集計、分析したものである。

表2 東京都内の市区町村における父子家庭実態調査実施状況(昭和60年8月現在)

自治体	年(昭和) 1~12月	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	計
1	千代田区													0
2	中央区													0
3	港区													0
4	新宿区				⊙ ¹⁰⁸ 民社									1
5	文京区									⊙ ¹⁰⁹				1
6	台東区													0
7	墨田区							⊙ ¹¹⁰ 社民						1
8	江東区													0
9	品川区									⊙ ¹¹¹ 区社民				1
10	目黒区						⊙ ¹¹² 民社							1
11	大田区									⊙ ¹¹³ 民社				1
12	世田谷区									⊙ ¹¹⁴				1
13	渋谷区													0
14	中野区							⊙ ¹¹⁵ 区民社				⊙ ¹¹⁶		2
15	杉並区													0
16	豊島区													0
17	北区									⊙ ¹¹⁷				1
18	荒川区									⊙ ¹¹⁸ 民				1
19	板橋区													0
20	練馬区									⊙ ¹¹⁹ 区民社				1
21	足立区						⊙ ¹²⁰ 社民							1
22	葛飾区										⊙ ¹²¹			1
23	江戸川区							⊙ ¹²² 民社						1
24	八王子市				○									1
25	立川市				○ 社									1
26	武蔵野市						⊙ ¹²³ 市民					⊙ ¹²⁴ 市民		2
27	三鷹市		⊙ ¹²⁵ 社民							⊙ ¹²⁶ 民				2
28	青梅市													0
29	府中市				○ 社									1
30	昭島市		○ 社民		⊙ ¹²⁷ 社民								予	2
31	調布市							⊙ ¹²⁸ 市民社						1
32	町田市										⊙ ¹²⁹			1
33	小金井市													0
34	小平市					○ 社					⊙ ¹³⁰ 市民社			2
35	日野市		○ 民社(補)							⊙ ¹³¹ 社民(補)				2
36	東村山市					○ 社								1

川西：父子家庭のニーズの動向に関する研究

表2 つづき

自治体	年(昭和) 1~12月	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	計
37 国分寺市								○ 市民社						1
38 国立市			⑬社								⑬ 福			2
39 田無市								⑬社						1
40 保谷市														0
41 福生市								⑬ 市民						1
42 狛江市										⑬社				1
43 東大和市		○社							⑬ 福					2
44 清瀬市														0
45 東久留米市						⑬ 市民								1
46 武蔵村山市														0
47 多摩市									⑬ 福祉委員会					1
48 稲城市														0
49 秋川市														0
50 西多摩郡 羽村町														
51 瑞穂町														1
52 日の出町			⑬ 福											
53 五日市町														
54 檜原村														
55 奥多摩町	○ 市民									⑬ 市民				2
56 島しょ 大島町														0
57 利島村														0
58 新島本村														0
59 神津島村														0
60 三宅村														0
61 御蔵島村														0
62 八丈町	⑬社										⑬ 民			2
63 青ヶ島村														0
64 小笠原村														0
合 計		2	4	3	6	1	3	7	6	9	3	2		46

資料：東京都社会福祉協議会「社会福祉関係 調査報告書一覽（昭和42年度～昭和52年度）」昭和54年，同「社会福祉関係調査報告書一覽（昭和53年度～昭和58年度）」昭和58年，ならびに東京都福祉局母子福祉課よりえた情報をもとに，各市区町村に照会した。

注1. ○印は調査実施の事実を示す。

2. ○内の数字は，本稿末尾に記載した調査報告書リストの番号を示す。

3. ○印右の文字は，以下のとおり，各々実施主体を省略したものである。

民：市区町村民生委員児童委員会協議会

社：市区町村社会福祉協議会

市，区，町，村：他の団体と共催の場合に併記している。

福：市区および町村部の福祉事務所。⑬は東京都西多摩福祉事務所。

⑬ 福祉委員会：多摩市福祉委員会低所得部会。調査票には多摩市民生委員協議会が主体であることを示唆する記述がある。

無記入：市区町村が主体であることを示す。

4. 「予」は調査実施予定の意味。

略記する)の主権により、または両者の共催により、始められたものである。昭和49年までに実施された31調査のうち25調査(約8割)はこれに該当する(表1参照)。しかし、昭和47年東京都調査を皮切りに、地方自治体が主催する調査が徐々にふえ、50年代に入ると、社協・民協が主催する調査を凌駕するに到る。昭和50年~59年に実施された87調査のうち、地方自治体が主催するのは62調査(約7割)にのぼるが、社協・民協が主催するもの、または社協・民協と地方自治体が共催するものは25調査(約3割)である。このことは地方自治体が父子家庭の増加と生活実態を深刻な社会問題として認識してきたことの表われと考えられるが、地方自治体が主催する調査においても、社協・民協が協力機関としてあてられ、民生委員が調査員としてあてられている例が一般的である。

このような事情をふまえて、表1に、都道府県・指定都市における年次別父子家庭実態調査実施状況(昭和60年8月現在調)をみよう。(ここには、調査主体の別と調査報告書入手の別が表示してある。入手できた報告書のリストは、稿末に掲げているが、リスト番号と表1の○内の番号は同じである)。

これまでに、都道府県・指定都市において実施された父子家庭実態調査は118、このうち地方自治体が主催したものは68(57.6%)、社協・民協が主催したものは44(37.3%)、社協・民協と地方自治体が共催したものは6(5.1%)である。また、報告書等を入手できた調査は104(88.1%)である。

次に、年次を追って実施状況をみよう。昭和42年京都府調査を皮切りに、昭和44年の16地域実施で最初のピークを迎える。以後40年代までは0~5地域/年の状態であったのが、50年代に入ると漸増を続け、昭和53~55年には12~15地域/年と第2のピークを迎え、以後4~7地域/年で推移している。

この間に、調査が1回以上実施された地域は45都道府県・8指定都市におよび、実施率は93.0%にのぼる。2回以上実施された地域は、36都道府県・4指定都市(70.2%)、3回以上の地域は16都県・1指定都市(29.8%)、4回以上は6都県(10.5%)、5回は3都県(5.3%)である。三重県、岡山県、京都市、福岡市は調査未実施地域となっており、未実施率は7.0%である。

都道府県・指定都市における調査実施が、近年このように活況を呈しているのは、父子家庭対策を効率的にすすめるための基礎資料をえるためである。しかし、地方自治体レベルの父子家庭対策は、都道府県・指定都市の専有物であるわけではなく、むしろ市区町村の単独事業

として実施されているものの方が数多い。昭和58年2月~4月に、全国社会福祉協議会が全都道府県市区町村に対して実施した「父子家庭への福祉対策に関する状況調査」⁸⁾によれば、〈介護人派遣〉事業を除いて、〈医療費助成〉〈家庭奉仕員等派遣〉〈相談活動〉〈遺児年金、遺児手当〉〈父子家庭のつどい、激励会、1日父母〉等他の対策のすべてで、市区町村単独事業として実施されている地域の割合が、都道府県・指定都市の事業として実施されている地域に比べて高い。なかでも、〈父子年金、父子手当〉〈歳末たすけあい配分支給、歳末慰問〉〈父子家庭の組織化〉については、都道府県・指定都市単位の事業として展開している自治体は皆無という結果である。したがって、これらの事業を企画するための基礎資料作り=実態調査を、市区町村単位で実施している例も少なからず存在すると考えられる。

こうして、今回初めて市区町村における父子家庭実態調査を収集したが、東京都以外では十分な成果があがらず、合計48調査にとどまった(収集リスト参照)。そこで、東京都内の市区町村における調査実施状況(昭和60年8月現在調)を、表2にみよう。

これまでに、東京都内の市区町村において実施された父子家庭実態調査は46、このうち市区町村が主催したものは10(21.7%)、社協・民協が主催したものは21(45.7%)、社協・民協と市区町村が主催したものは15(32.6%)である。都道府県・指定都市の場合に比べて、地方自治体が主催した割合は低く、社協・民協が主催したものの割合はやや高く、社協・民協と地方自治体が共催したものの割合は高い。この46調査のうち、報告書等を入手できた調査は36(78.3%)である。

年次を追って実施状況を見ると、昭和49年の奥多摩町と八丈町の調査を皮切りに、昭和50~52年に3~6地域/年と小さなピークを、昭和55~57年に6~9地域/年と大きなピークを迎えている。都道府県・指定都市の場合に比べて、調査実施のピーク時期はやや遅くなっている。

この間に、調査が1回以上実施された地域は64市区町村中40にわたり、実施率は62.5%であるが、未実施地域は24市区町村、未実施率は37.5%である。2回実施された地域は、1区7市2町で、全体の15.6%を占めるが、3回以上の実施はみられない。都道府県・指定都市に比べて、市区町村単独の調査実施率と再調査率はともに低いという状況である。

都道府県・指定都市ならびに東京都内の市区町村における父子家庭実態調査の実施状況は以上のとおりであり、次節以下では、稿末の収集調査報告152が素材となる。

その内訳は、都道府県・指定都市104、東京都内の市区町村36、東京都以外の市区町村12である。なお、東京都以外の市区町村における調査のうち、⑤「枚方市父子世帯くらしの調査」は、枚方市父子福祉会が主催し、大阪市立大学と枚方市社会福祉協議会が協力するという、きわめてユニークな調査チームによって実施されたものである。調査員にも父子福祉会の役員があたっており、当事者が自ら、父子家庭のくらしの実情を、実態調査という科学的な方法によって公表し、父子福祉施策の課題を広く一般に知らしめようとする注目すべき試みである⁹⁾。

II 父子家庭の定義と調査方法

1. 父子家庭と父子世帯

収集した152調査の調査名または調査報告書名によって、「父子家庭」調査と「父子世帯」調査の割合をみると、「父子家庭」調査50(32.9%)、「父子世帯」調査102(67.1%)である。しかし、「父子家庭」調査と銘うっているものも、対象数はすべて「世帯」単位で集計していることから、ここにいる「父子家庭」は「父子世帯」と同義とみてさしつかえない。

「家庭」は「夫婦・親子などが一緒に生活する小さな集まり」¹⁰⁾の意味であり、「父子家庭」の語感には、近親者の共同生活がかもすぬくもりが感じられる。これに対して、「世帯」は、「住居と大部分の生計を共同する人びとからなる集団」の意味であり、消費生活の単位として、また、行政による保護の単位として、使用されるものである¹¹⁾。「父子世帯」は、父親と子供が住居と生計を共にする集団を構成しているという事実を表わしており、そのかぎりでは「父子家庭」と同義である。すなわち、同一の実体について、日常生活用語としては「父子家庭」が、行政の専門用語としては「父子世帯」が使用されるのである。

調査の実際に即して、この問題にやや立入ってみよう。調査実施にあたっては、対象者名簿が作成されるが、その際、住民基本台帳を利用する例が圧倒的に多い。この台帳は、個人を単位とする住民票を、世帯ごとに編成して作られており¹²⁾、地方自治行政の基本単位が「世帯」であることを示している。つまり「父子家庭」調査は、例外なく、「世帯」を手がかりとした「家庭生活」の実態調査である。かかる事情を考慮して、以下では2つの用語を適宜使用したい。

2. 父子家庭の定義

父子家庭といい父子世帯というも、その定義が違えば、仮に同一地域で同一時点に調査を実施したとしても、出現率や福祉ニーズは異なる結果になるだろう。定義の検討は、だから調査結果を読みとるための不可欠の課題といえる¹³⁾。

まずはじめに、最も簡略な(したがってあいまいな部分が多い)定義の例「父子世帯とは、配偶者のいない男子と20歳未満の子がいる世帯である」を図案化しよう(図1)。ここには、さまざまな解釈が入り込む余地があるので、これを一つひとつ検討することにより、定義の相違のパターンを一定程度認識できると考えられる。

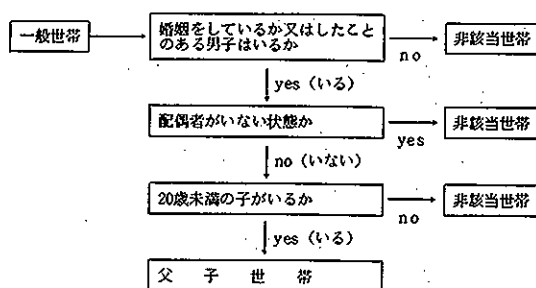


図1 父子家庭の選定例

図1の最初の選定の段階では、一般世帯から、「婚姻をしているか又はしたことがある男子」のいる世帯を抽出した。しかし、ここでいう「婚姻」は、事実婚、すなわち、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むか否かが、まず第1に明確でない。法律婚のみの場合と、事実婚を含む場合とでは、後者で対象数が拡大し、異種のニーズが混入する。もっとも母子及び寡婦福祉法をはじめ、関連する福祉関係の法律の多くが事実婚主義をとり、実態に着目したきめ細かな施策をはかっていることから¹⁴⁾、とくに法律婚主義をとる旨明記されていないければ、事実婚主義をとっていると解してよいと思われる。

第2に、ここでいう「男子」は、「子」からみていかなる関係にあるかが明確でない。実父のみである場合、養父を含む場合、さらに継父を含む場合、さらに祖父、伯(叔)父、成人の兄等父親がわりの者を含む場合、というふうに定義を拡大すると、これにともなって対象数も拡大する。父親がわりの者のいる世帯については、「準父子世帯」として別集計している例もみられるが(リスト番号ならびに表番号④④の新潟県の場合など。以下では番号のみ)、こうすれば、世帯類型に規定された質的

に次元の異なるニーズを発見できるはずである。

第3は、図1の2度目の選定に関する事柄である。ここでは「配偶者のいない状態」が具体的に示されていない。しかし、これを現実構成する契機を以下のように分類して掲げ、選定の便宜をはかる必要がある。各調査においては、下記の事項のすべてを列挙している例はみられないが、このうち5～8項目の選定の基準を示しているケースが多い。この項目数と、下記の(3)～(7)にいうところの、配偶者がいても、いないと同様の状態と判定される「期間」の長短によって、対象数とニーズの多様化の程度に差異が生じる。なお、個々の調査票の設問項目における「父子家庭の発生原因」は、定義のこの部分でチェックされた対象者について、さらに細かく分類し、発生原因の特殊性にともなうニーズの発見と、発生原因別の対象数の把握をめざすものである。

「配偶者のいない状態」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 配偶者と死別し、現に婚姻していない
- (2) 配偶者と離婚し、現に婚姻していない
- (3) 配偶者の生死が長期にわたって明らかでない
(この場合、3か月以上、6か月以上、1年以上等と、調査日現在までの生死不明の期間や今後の見込みを明示する場合も多い。)
- (4) 配偶者が家出または別居し、長期にわたって同一の生計をしていない(期間については(3)に同じ。「遺棄」とも表現される。)
- (5) 配偶者が長期にわたって海外にいる(期間については(3)に同じ。母子家庭の場合と同じく「このため扶養を受けることができない」を付記する例もある。)
- (6) 配偶者が精神または身体の障害により、長期にわたって労働能力または家事能力を失っている(期間については(3)に同じ。「扶養」については(5)に同じ。)
- (7) 配偶者が法令により、長期にわたって拘禁されている(期間については(3)に同じ。「扶養」については(5)に同じ。)
- (8) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻していない
- (9) その他(調査員の十分な検討を要する)

第4に、図1の3度目の選定における子の年齢の問題である。20歳未満の場合に児童数、世帯数ともやや拡大するが、児童福祉法により18歳未満とされることも多い。なかには例外的に、19歳未満の場合があり(119 119)、また東京都内の市区町村では、児童育成手当¹⁵⁾の台帳から対象者名簿を作成するため、義務教育終了年限以下となる例もみられる(113 117 121 136)。

第5に、図1では父と子の同居が示唆されているが、子を児童福祉施設や親せきなどに預けて別居している場

合や遠隔地の学校に入学させて仕送りしている場合を含む例がある(11 15 16 17など)。そこで、この点でランクづけをすると、父と子のすべてが同居、父と子の1人以上が同居、父と子の同居・別居の区分をしない、の順で、後の方ほど対象数は拡大する。このうち、父子別居の家庭を対象に含んだ調査は、児童養護ニーズの把握に基礎的なデータを提供するはずである。

第6に、子の「扶養」の事実はこの定義では問われないが、「扶養」を要件とする定義の方が多数派を占めている。ただし「扶養」の程度については、「子の生活費の全部を負担する場合に限らず、その一部を負担する場合を含む」(16)「就労している児童の収入が父のそれを上廻る場合も含む」(19)等と、用語の意味を解説しているのはきわめてまれであり、多くはあいまいに使用されているように思われる。理論上は、「扶養」の事実を要件としない場合の方が、対象数は拡大し、生計維持能力に乏しい父親の世帯をより多く包含することになる。

第7には、ここでは父と子以外の世帯員の有無をチェックしておらず、父と子だけの世帯と、父と子とその他の世帯員で構成される世帯の双方を含む定義となっている。このように無限定的である方が対象数は拡大するが、その他の世帯員から成人の女性を除いたり(14 15)、これを別集計する例や(11)、父子のみの世帯を「本父子世帯」、その他の世帯員を含む世帯を「複父子世帯」等として、世帯類型別に対象把握を試みている例がある(19 20)。これらは、対象範囲を広げつつきめ細かなニーズ把握に努める試みとして評価される。

第8に、この定義は、生活保護の受給世帯や、さきの児童育成手当の受給世帯などのように、社会福祉行政のサービス受給者である父子世帯を含むものである。しかし、これのみを対象とする実態調査も、特定の福祉サービスの点検機能をはたし、サービス受給者の新しいニーズを発見するために別途に必要とされる(13 13)。そしてこの種の調査結果は、一般父子世帯や別の特定のニーズ群と対照することができる。

以上の諸点における個々の定義の部分的な相違は、さまざまな組合せにより、各調査における父子家庭の範囲の差異を構成する。本稿では、父子家庭問題の全体像を構成する立場から、まず共通部分と差異部分をすべて加算して、父子家庭の範囲を最大限広くとらえ、次にその範囲内で父子家庭を類型化し、その各々の量的な割合とニーズを析出することが目標となる。

(注)

- 1) 当時の児童家庭局企画課長は末次彬氏、同課児童福祉専門官は下平幸男氏。
- 2) 拙稿「父子家庭のニーズの動向に関する研究——地方自治体における実態調査の分析(その1)——」『日本総合愛育研究所紀要』第19集, 昭和58年, pp. 237-253.
- 3) 拙稿「父子家庭のニーズの動向に関する研究——地方自治体における実態調査の分析(その2)——」『日本総合愛育研究所紀要』第20集, 昭和59年, pp. 357-379.
- 4) 萩原清子「社会福祉モニター活動」仲村優一ほか編『現代社会福祉事典』全国社会福祉協議会, 昭和57年, p. 241.
全国社会福祉協議会, 全国民生委員児童委員協議会「制度創設より60年間, 民生委員制度年表(昭和52年5月)」p. 31.
- 5) 第2報では, 昭和40年宮崎県調査が最初と記したが, その後, 県からその事実がないことを指摘された。宮崎県では48年調査が最初であり, そのように前年度報告を訂正し, 筆者の資料誤読をお詫びする。また, 第2報巻末の分析調査一覧(pp. 372-378)№23 山梨県調査(53)について, 報告書を手に入っていないと記述したが, その後県から, 本調査は企画のみで実施されなかった模様という情報をえた。
- 6) 民生委員法第14条の「常に調査を行い, 生活状態を審かにして置くこと。」
- 7) 全国社会福祉協議会, 全国民生・児童委員協議会「父子世帯実態調査結果報告書—昭和44年度民生・児童委員社会福祉モニター活動」昭和45年3月。
- 8) この調査の中間報告が, 全国民生委員児童委員協議会「母子・父子家庭福祉関係資料」同「昭和58年度全国婦人民生委員児童委員研修会資料」昭和58年6月, pp. 106-129に収載されている。
- 9) 枚方市父子福祉会のほかに, これまで一定の社会的影響力をもった当事者の運動としては, 福島県伊達郡父子家庭福祉連合会(鶴田昭三会長)や父子家庭福祉施設促進運動本部父子家庭の会・父子家庭援護会(楢山政治会長)の例がある。以下の文献を参照のこと。
鶴田昭三「父子家庭の組織化—その取り組みと成果」『月刊福祉』第63巻第7号, 昭和55年7月, pp. 25-27.
細川公夫, 小笠原信之, 喜多義憲「消えたエプロン—ルボ父子家庭—」大月書店, 昭和56年, pp.

208-213.

- 「伊達郡父子家庭福祉連合会設立趣旨」「同運動目標」「同規約」「同事業計画要項」「父子家庭の福祉対策確立に関する意見書」「二月県議会の請願項目」全国社会福祉協議会, 全国民生委員児童委員協議会「父子家庭問題資料集」昭和54年, pp. 52-56.
- 楢山政治「父子家庭福祉運動全貌・昭和29年1月—昭和51年2月・附記 母子家庭福祉について」昭和52年(未公刊)
- 楢山政治「父子家庭の父と子」「愛育」第43巻第7号, 昭和53年7月, pp. 24-27(神戸市父子家庭の会会長として執筆)
- 10) 新村出編『広辞苑』第三版, 岩波書店, 昭和58年, p. 474.
 - 11) 森岡清美, 望月嵩「新しい家族社会学」培風館, 昭和58年, p. 6.
 - 12) 住民基本台帳法(昭和42年7月25日, 法81)第6条
 - 13) 以下の考察では次の文献を参考にした。
副田義也「母子世帯の出現と構成」「母子福祉・父子福祉の研究」社会福祉法人真生会社会福祉研究所, 昭和58年, pp. 1-30.
 - 14) 厚生省児童家庭局編「新版 児童福祉法, 母子及び寡婦福祉法, 母子保健法, 精神薄弱者福祉法の解説」時事通信社, 昭和57年, p. 367.
 - 15) 児童育成手当は, 東京都内に住所があり, 義務教育終了前の子供がいる母子家庭, 父子家庭に支給される手当で, 手当額は児童1人について月額7,500円(昭和60年3月現在)である。所得制限があるが, 児童手当, 児童扶養手当よりもゆるやかである(昭和58年度で, 扶養親族5人の所得制限額をみると, 児童手当2,685,000円, 児童扶養手当3,598,000円, 児童育成手当4,863,000円)。昭和59年度の東京都市町村部の受給件数は288,591, 受給金額は2,068,598,500円にのぼる。

都道府県・指定都市および市区町村における父子家庭実態調査報告書収集リスト

- 〈凡例〉 1. 都道府県・指定都市をⅠ、市区町村をⅡとしたが、報告書番号は両者共通の通し番号とした。順番は自治省で整理している例にしたがっているが、同一地域の場合は調査実施年の古い順である。
2. 各報告書の記載は、編集者／発行者、報告書名、調査時点もしくは調査期間、発行年月の順である。
3. 報告書が製本されているものは「Ⅰ」により、されていないものは「Ⅱ」により、表示した。
4. 調査時点もしくは調査期間は（ ）により、表示した。
調査時点が記載されている場合は、調査期間の記載の有無にかかわらず、調査時点のみ（○年○月○日現在）と表記した。ただし、調査対象把握時点が記載されており、これが調査期間とおおむね2ヶ月以上隔たっている場合や、調査期間のみ記載されている場合は、調査期間を（○年○月○日～○月○日実施）と表記した。
5. 報告書の現物を入手しておらず、報告書のタイトルが不明の場合は、調査名を表記し（④調査名）と付記した。また、調査要綱、調査票、調査結果の部分的コピー等を入手している場合も、その旨付記した。

Ⅰ. 都道府県・指定都市

- ① 北海道民生委員連盟、北海道社会福祉協議会「79 北海道父子世帯実態調査報告書」（昭和54年6月10日～20日実施）昭和55年2月
- ② 青森県「青森県における母子世帯等の実態——昭和53年青森県母子世帯等実態調査報告書——」（昭和53年9月1日現在）昭和54年3月
- ③ 青森県「青森県母子世帯等実態調査結果報告書（昭和58年9月1日現在）」昭和59年3月
- ④ 岩手県「父子世帯の実態調査票（結果）」（昭和52年実施）発行年不明、ガリ版印刷 B5判 3p
- ⑤ 岩手県福祉部「岩手県社会福祉総合動態調査結果報告書」（昭和53年8月1日現在）昭和53年12月
- ⑥ 岩手県民生児童委員協議会「父子世帯の生活——昭和55年度社会福祉モニター」（昭和55年7月20日現在）昭和56年3月
- ⑦ 岩手県福祉部「昭和58年岩手県社会福祉総合動態調査報告」（昭和58年8月1日現在）発行年月不明。要綱、調査票、結果まとめ部分のコピー
- ⑧ 宮城県社会福祉協議会「父子家庭生活実態調査報告書——子供の健全なる育成をめざして——」（昭和53年1月1日現在）昭和53年3月
- ⑨ 宮城県「父子家庭実態調査結果報告書」（昭和55年9月1日現在）昭和56年3月
- ⑩ 秋田県社会福祉協議会「昭和44年度社会調査活動・父子世帯調査結果表」（昭和45年1月10日～1月20日実施）昭和45年
- ⑪ 秋田県民生部「父子家庭の実態（昭和50年7月実態調査結果報告書）」（昭和50年7月1日現在）昭和51年1月
- ⑫ 秋田県民生部「父子世帯実態調査集計表」（昭和53年8月1日現在）集計段階のコピー
- ⑬ 秋田県福祉保健部児童福祉課「昭和59年度 秋田県母子、父子世帯の実態について」（昭和59年8月1日現在）昭和60年3月
- ⑭ 山形県民生児童委員協議会、山形県社会福祉協議会「昭和48年8月20日現在 遺児家庭等実態調査報告書」発行年月不明
- ⑮ 山形県「山形県社会福祉総合調査報告書」（昭和54年9月1日現在）発行年月不明、要綱、調査票、結果まとめ部分のコピー
- ⑯ 福島県民生児童委員協議会、福島県社会福祉協議会「父子世帯実態調査報告書」（昭和47年9月1日～20日実施）昭和48年2月
- ⑰ 福島県厚生部「父子家庭の実態調査結果」（昭和51年6月1日現在）、発行年月不明、手書き報告コピー、B4判 14p
- ⑱ 福島県生活福祉部「福島県社会福祉総合動態調査結果報告の概要」（昭和54年11月現在）昭和55年3月
- ⑲ 福島県社会福祉協議会、福島県民生児童委員協議会「父子家庭のしあわせを高めるためのニード調査報告書」（昭和55年6月1日現在）、昭和56年1月
- ⑳ 茨城県社会福祉協議会、茨城県民生委員協議会

- 「父子世帯の実態」(昭和44年9月1日現在)昭和45年4月
- ②1 茨城県「茨城県父子世帯の実態——昭和52年実態調査結果報告書」(昭和52年9月1日現在)昭和53年11月
- ②2 茨城県「茨城県母子世帯等実態調査結果報告書」(昭和58年8月1日現在)昭和59年3月
- ②3 栃木県、栃木県民生委員連合会「遺児実態調査報告書」(昭和51年8月1日現在)昭和52年2月
- ②4 栃木県民生委員連合会、栃木県社会福祉協議会「父子世帯実態調査報告書」(昭和57年11月10日現在)昭和58年11月
- ②5 群馬県社会福祉協議会、群馬県民生児童委員会「昭和44年度 父子世帯の実態——民生児童委員の社会福祉モニター活動——」(昭和44年9月10日～30日実施)昭和45年1月
- ②6 群馬県社会福祉協議会、群馬県民生委員児童委員協議会「母子世帯等実態調査報告書——民生委員児童委員社会福祉モニター活動——」(昭和51年11月1日現在)昭和53年3月
- ②7 群馬県県民生活部「母子世帯等実態調査結果報告書」(昭和56年8月1日現在)昭和57年3月
- ②8 埼玉県生活福祉部「母子家庭等実態調査の概要」(昭和53年8月1日現在)昭和54年2月
- ②9 埼玉県「埼玉県母子・父子家庭実態調査報告書」(昭和58年8月1日現在)昭和59年1月
- ③0 千葉県社会福祉協議会「父子家庭の実態——民生委員の社会福祉モニター活動から——」(昭和47年10月1日～10日)昭和48年12月
- ③1 千葉県社会部「[昭和54年度]父子家庭実態調査」(昭和54年6月1日現在)昭和55年1月
- ③2 千葉県社会部「昭和57年度 父子家庭実態調査報告書」(昭和57年8月1日現在)昭和57年12月
- ③3 東京都民生局総務部企画課「昭和47年度 東京都民生行政基礎調査報告書」(昭和47年10月1日現在)昭和48年3月
- ③4 東京都民生局総務部企画課「昭和53年 母子・父子世帯生活実態調査報告書(東京都民生行政基礎調査)」(昭和53年7月20日現在)昭和54年3月
- ③5 東京都民生局総務部企画課「東京都被保護世帯生活実態調査結果報告書(昭和54年度)」(昭和54年9月1日現在)昭和55年3月
- ③6 東京都福祉局総務部調査課「昭和56年度 東京都社会福祉基礎調査報告書——都民の生活実態と意識——」(昭和58年10月20日現在)昭和57年9月
- ③7 東京都福祉局総務部調査課「昭和59年度 東京の子供と家庭(東京都社会福祉基礎調査報告書)」(昭和59年11月5日現在)昭和60年5月
- ③8 神奈川県民生部「母子及び父子世帯の生活実態調査報告書(昭和49年度 民生行政基礎調査)」(昭和49年8月1日現在)昭和52年3月
- ③9 神奈川県民生部「父子家庭実態調査結果報告書」(昭和54年6月1日現在)昭和55年3月
- ④0 新潟県民生部「母子・父子世帯等の実態調査結果の概要——母子・父子世帯等の生活実態調査報告——」(昭和52年8月1日現在)昭和52年10月
- ④1 新潟県民生部「母子・父子世帯等の実態(母子・父子世帯等の生活実態調査報告)」(昭和58年8月1日現在)昭和58年12月
- ④2 富山県厚生部児童家庭課「昭和57年度地域福祉実態調査報告書(母子家庭・父子家庭・寡婦家庭)」(昭和57年5月1日現在)昭和58年1月
- ④3 石川県「母子・父子世帯の実態調べ」(昭和52年6月1日現在)昭和52年12月
- ④4 石川県「母子・父子世帯実態調査報告書」(昭和57年6月1日現在)昭和57年12月
- ④5 福井県社会福祉協議会「'77 父子世帯, 子ども世帯の福祉」(昭和51年5月1日現在)昭和52年4月
- ④6 福井県「昭和57年福井県母子・寡婦・父子世帯実態調査(④調査名)」(昭和57年7月1日現在)発行年月不明。要綱, 調査票, 結果部分コピー
- ④7 山梨県「母子・寡婦・父子福祉の手引」(昭和59年8月1日現在)昭和60年3月
- ④8 長野県社会部「父子家庭実態調査の概要」(昭和51年12月20日現在)発行年月不明。調査票および手書き報告 B4判 5p コピー
- ④9 長野県社会部「父子家庭実態調査」(昭和55年2月1日現在)発行年月不明。調査票および概要 B5判 3p コピー
- ⑤0 長野県「長野県父子家庭基礎調査報告書」(昭和59年8月1日現在)昭和60年3月
- ⑤1 岐阜県社会福祉協議会、岐阜県民生委員協議会「昭和54年度社会福祉モニター活動・父子世帯実態調査報告書」(昭和54年7月1日現在)昭和55年3月
- ⑤2 静岡県「父子家庭実態調査結果の概要(要旨)」(昭和53年8月1日現在)発行年月不明。ガリ刷り B4判 7p
- ⑤3 愛知県社会福祉協議会民生児童委員会愛知委員会

- 「父子家庭実態調査」（昭和54年2月1日～28日実施）発行年月不明。B4判 3p コピー
- ⑤4 愛知県民生部児童家庭課「昭和54年度愛知県父子家庭実態・意識調査報告書」（昭和54年7月1日～31日実施）昭和55年2月
- ⑤5 滋賀県社会福祉協議会滋賀県民生委員協議会連合会「社会福祉モニター活動・父子世帯の実態調査報告書」（昭和45年11月20日現在）発行年月不明
- ⑤6 滋賀県「滋賀県父子世帯生活実態調査結果報告書」（昭和53年7月1日現在）発行年月不明
- ⑤7 滋賀県社会福祉協議会「福祉問題啓発資料 No.10・みんなのまわりに——単親家庭問題特集」（昭和59年県調査が含まれている）昭和60年3月
- ⑤8 京都府民生児童委員協議会「母のいない家庭の実態——母のいない家庭調査結果報告——」（昭和42年11月1日現在）昭和43年3月
- ⑤9 京都府民生児童委員協議会「みんなできず子どもものしあわせ——父子世帯生活実態調査報告書——・児童委員活動の手引き 第3集」（昭和54年10月1日現在）昭和55年3月
- ⑥0 大阪府民生委員制度創設60周年記念事業実行委員会（大阪府社会福祉協議会）「父子家庭実態調査報告書」（昭和53年7月1日～15日実施）発行年月不明
- ⑥1 大阪府父子問題研究会（大阪府民生部児童課の委託）「昭和56年度父子家庭実態調査報告書」「同（集計結果）」（昭和56年9月20日～30日実施）昭和57年3月
- ⑥2 兵庫県民生部「母子世帯等の実態——母子世帯、父子世帯の生活実態調査報告——」（昭和50年8月1日現在）昭和51年3月
- ⑥3 奈良県民生・児童委員連合会「父子家庭および両親のいない家庭の生活実態調査報告書」（昭和52年3月1日現在）昭和52年3月
- ⑥4 和歌山県、和歌山県社会福祉協議会「父子家庭実態調査結果報告書」（昭和55年8月1日現在）昭和56年6月
- ⑥5 鳥取県、鳥取県民生児童委員協議会「父子家庭の生活実態調査結果」（昭和51年10月1日現在）発行年月不明
- ⑥6 鳥取県民生部児童家庭課「昭和58年度鳥取県母子家庭等実態調査報告書」（昭和58年10月1日現在）昭和59年3月
- ⑥7 鳥根県社会福祉部児童家庭課「昭和53年鳥根県父子世帯実態調査（㊤調査名）」（昭和53年8月1日現在）発行年月不明。要綱、調査票、結果、手書き B4判8p
- ⑥8 鳥根県「鳥根県母子・寡婦・父子世帯実態調査報告書」（昭和55年9月1日現在）発行年月不明。要綱、調査票、結果部分コピー
- ⑥9 広島県民生児童委員協議会「父子家庭の生活実態調査」（昭和50年7月1日～20日）昭和51年2月
- ⑦0 広島県民生部「昭和55年度広島県父子家庭実態調査報告書」（昭和55年7月1日現在）昭和56年2月
- ⑦1 山口県民生部「母子世帯等の実態——昭和52年山口県母子世帯父子世帯等実態調査結果報告書——」（昭和52年6月1日現在）昭和52年11月
- ⑦2 山口県民生部「山口県母子世帯等実態調査結果報告書」（昭和57年6月1日現在）昭和58年3月
- ⑦3 徳島県社会福祉協議会「父子世帯の実態——民生委員の社会福祉モニター活動による」（昭和44年9月1日～30日実施）昭和45年1月
- ⑦4 徳島県厚生部「徳島県母子世帯等実態調査結果報告書」（昭和53年7月1日現在）昭和54年3月
- ⑦5 香川県民生委員児童委員協議会連合会、香川県社会福祉協議会「父子世帯実態調査結果報告書——昭和50年度社会福祉モニター活動」（昭和50年12月1日現在）昭和51年6月
- ⑦6 愛媛県「父子家庭実態調査の結果概要」（昭和53年7月10日現在）「同 中間報告」発行年月不明。手書き B4判 コピー
- ⑦7 高知県福祉生活部児童家庭課「高知県父子世帯実態調査報告書」（昭和55年8月1日現在）発行年月不明
- ⑦8 福岡県民生部「昭和55年度福岡県母子世帯等実態調査結果報告書」（昭和55年10月1日現在）昭和56年3月
- ⑦9 佐賀県民生委員児童委員連絡協議会、佐賀県社会福祉協議会「父子世帯実態調査結果報告書」（昭和49年8月1日現在）昭和49年12月
- ⑧0 佐賀県民生委員児童委員連絡協議会、佐賀県社会福祉協議会「父子世帯実態追跡調査報告書」（昭和50年10月1日現在）昭和51年2月
- ⑧1 佐賀県福祉生活部児童家庭課「佐賀県の母子・父子家庭の実態」（昭和55年8月1日現在）昭和56年8月
- ⑧2 佐賀県「父子家庭の実態」（昭和59年10月1日現在）発行年月不明
- ⑧3 長崎県社会福祉協議会「父子世帯実態調査報告書」

- (昭和44年11月1日～15日実施)昭和45年3月
- ⑧4 長崎県「長崎県母子・寡婦・父子世帯実態調査(㊤調査名)」(昭和52年10月1日現在)発行年月不明。要綱, 調査票, 結果部分コピー
- ⑧5 熊本県社会福祉協議会「父子世帯実態調査報告書」(昭和51年度実施)昭和52年3月
- ⑧6 熊本県福祉生活部「昭和55年度熊本県母子・父子世帯実態調査結果統計表」(昭和55年10月15日現在)発行年月不明。同結果まとめ部分コピー
- ⑧7 大分県, 大分県社会福祉協議会「母子, 寡婦, 父子世帯実態調査(㊤調査名)」(昭和47年7月1日現在)発行年月不明。要綱, 調査票, 「父子世帯調査結果の概要」部分コピー
- ⑧8 大分県「母子世帯等実態調査報告書」(昭和52年8月1日現在)昭和53年3月
- ⑧9 大分県福祉生活部「母子世帯等実態調査報告書」(昭和55年8月1日現在)昭和56年3月
- ⑨0 宮崎県福祉生活部児童家庭課「母子・寡婦・父子世帯の実態——昭和48年母子・寡婦・父子世帯生活実態調査結果報告書」(昭和48年7月1日現在)昭和49年3月
- ⑨1 宮崎県福祉生活部児童家庭課「母子・寡婦・父子世帯の実態——昭和52年母子・寡婦・父子世帯生活実態調査結果報告書」(昭和52年7月1日現在)昭和53年3月
- ⑨2 宮崎県福祉生活部児童家庭課「母子・寡婦・父子世帯の実態——昭和56年母子・寡婦・父子世帯生活実態調査結果報告書」(昭和56年7月1日現在)昭和57年3月
- ⑨3 鹿児島県民生労働部「鹿児島社会福祉総合調査結果報告書」(昭和50年11月1日現在)昭和51年12月
- ⑨4 鹿児島県民生労働部「昭和55年度鹿児島県社会福祉総合調査報告書」(昭和55年8月1日現在)昭和56年3月
- ⑨5 沖縄県社会福祉協議会, 沖縄県民生委員協議会連合会「県下の父子世帯の実態——昭和55年度父子世帯実態調査報告書」(昭和55年8月1日現在)昭和56年3月
- ⑨6 横浜市民生局「母子・父子家庭生活実態調査報告書」(昭和49年8月1日現在)昭和51年1月
- ⑨7 横浜市民生委員協議会連合会, 横浜市社会福祉協議会「父子世帯実態調査(横浜市)——昭和54年度民生・児童委員調査活動」(昭和54年11月10日～20日実施)昭和55年8月
- ⑨8 川崎市民生局「母子及び父子世帯の生活実態調査報告書」(昭和49年8月1日現在)昭和51年3月
- ⑨9 名古屋市民生局, 名古屋市民生委員連盟「父子家庭実態・意識調査報告書」(昭和54年7月1日現在)昭和55年3月
- ⑩0 名古屋市民生局, 名古屋市民生委員連盟「昭和57年母子・父子世帯生活実態調査報告書」(昭和57年8月1日現在)昭和58年5月
- ⑩1 神戸市社会福祉協議会「父子世帯調査報告書——昭和54年度社会福祉モニター活動」(昭和54年7月1日現在)昭和54年12月
- ⑩2 広島市民生局「父子世帯生活実態調査報告書」(昭和55年5月25日～6月10日実施)昭和55年12月
- ⑩3 北九州市民生委員協議会連合会「北九州市における母のいない家庭の実態」(昭和44年6月現在)発行年月不明。結果部分コピー
- ⑩4 北九州市民生局「父子家庭実態調査」(昭和49年12月7日～17日実施)昭和50年1月

II. 市区町村

- ⑩5 秋田県由利福祉事務所「父子世帯調査」(昭和59年8月1日現在)発行年月不明。由利郡10町(仁賀保, 金浦, 象潟, 矢島, 岩城, 由利, 大内, 東由利, 西目, 鳥海)
- ⑩6 宇都宮市福祉部「父子家庭実態調査集計表」(昭和53年8月1日現在)昭和53年9月
- ⑩7 館林市「母子世帯等実態調査結果」(昭和59年3月1日現在)発行年月不明
- ⑩8 新宿区民生(児童)委員協議会, 新宿区社会福祉協議会「父子世帯調査のあらまし」(昭和52年10月1日～11月30日実施)発行年月不明
- ⑩9 文京区役所福祉部福祉課「文京区母子・父子家庭家事援助者派遣事業調査報告書」(昭和57年8月1日現在)昭和58年3月
- ⑩10 墨田区社会福祉協議会, 墨田区民生・児童委員協議会, 墨田区厚生部「母子・父子世帯実態調査報告書」(昭和55年8月1日～31日実施)昭和56年3月
- ⑩11 品川区, 品川区社会福祉協議会, 品川区民生(児童)委員協議会「品川区単親家庭実態調査報告書」(昭和57年4月1日現在)昭和58年2月
- ⑩12 目黒区民生(児童)委員協議会, 目黒区社会福祉協議会「目黒区父子世帯実態調査報告書」(昭和54年9月1日現在)昭和54年11月

- ⑪③ 大田区民生委員・児童委員協議会, 大田区社会福祉協議会「母子(父子)世帯実態調査及び交通遺児調査結果報告書」(昭和57年9月1日現在)昭和58年10月
- ⑪④ 世田谷区「父子世帯実態調査報告書」(昭和57年4月14日現在)昭和57年9月
- ⑪⑤ 中野区, 中野区民生(児童)委員協議会, 中野区社会福祉協議会「中野区父子世帯実態調査報告書」(昭和55年3月1日現在)昭和55年6月
- ⑪⑥ 中野区福祉部保護課「中野区単親家庭実態調査報告書」(昭和59年10月1日現在)昭和60年3月
- ⑪⑦ 東京都北区厚生部福祉課「父子世帯実態調査報告書」(昭和56年8月1日現在)昭和57年1月
- ⑪⑧ 荒川区民生(児童)委員協議会, 荒川区荒川福祉事務所「父子・母子世帯実態調査報告書」(昭和56年8月実施)昭和57年3月
- ⑪⑨ 練馬区, 練馬区民生(児童)委員協議会, 練馬区社会福祉協議会「練馬区父子世帯実態調査報告書」(昭和56年6月8日～30日実施)昭和56年11月
- ⑪⑫ 足立区社会福祉協議会, 足立区民生・児童委員協議会, 足立区厚生部管理課「父子・母子世帯実態調査報告書」(昭和54年8月1日～31日実施)昭和55年3月
- ⑪⑬ 東京都葛飾区東福祉事務所, 同 西福祉事務所「葛飾区母子・父子世帯実態調査報告書」(昭和57年7月1日～31日実施)昭和58年3月
- ⑪⑭ 江戸川区民生・児童委員協議会, 江戸川区社会福祉協議会「母子・父子世帯実態調査報告書」(昭和55年3月1日現在)昭和56年4月
- ⑪⑮ 武蔵野市, 武蔵野市民生児童委員協議会「'79 母子・父子世帯実態調査報告書」(昭和54年9月20日現在)昭和55年2月
- ⑪⑯ 武蔵野市, 武蔵野市民生児童委員協議会「昭和59年度母子(寡婦)・父子世帯実態調査報告書」(昭和59年6月20日からの20日間に実施)昭和60年8月
- ⑪⑰ 三鷹市社会福祉協議会, 三鷹市民生(児童)委員協議会「母子・父子世帯実態調査報告書」(昭和50年10月15日現在)発行年月不明
- ⑪⑱ 三鷹市福祉事務所, 三鷹市民生(児童)委員協議会「三鷹市母子・父子世帯実態調査報告書」(昭和57年10月15日現在)昭和58年3月
- ⑪⑲ 昭島市社会福祉協議会, 昭島市民生(児童)委員協議会「昭島市母子・父子世帯実態調査報告書」(昭和52年10月13日～31日実施)昭和53年10月
- ⑪⑳ 調布市, 調布市民生委員協議会, 調布市社会福祉協議会「父子家庭の福祉をめざして——'80 調布市父子世帯実態調査報告書」(昭和55年1月25日～2月15日実施)昭和55年4月
- ⑫① 町田市福祉部「町田市母子・父子世帯住民票調査のまとめ」(昭和58年1月18日～3月15日実施)昭和58年3月
- ⑫② 小平市, 小平市民生委員協議会, 小平市社会福祉協議会「昭和56年度 小平市母子・父子家庭実態調査報告書」(昭和57年1月1日現在)昭和57年5月
- ⑫③ 日野市社会福祉協議会, 日野市民生委員協議会, 日野市福祉事務所「日野市母子・父子・児童世帯実態調査報告書」(昭和56年1月1日現在)昭和56年7月
- ⑫④ 国立市社会福祉協議会「国立市母子・父子世帯実態調査」(昭和51年9月15日～25日実施)昭和52年3月, 「同別表」(不明瞭部分の明示)
- ⑫⑤ 国立市役所福祉事務所「国立市単親(母子・父子)世帯実態調査報告書」(昭和58年9月15日～10月10日実施)発行年月不明
- ⑫⑥ 田無市社会福祉協議会婦人の子供部会「田無市母子・父子世帯実態調査報告書」(昭和55年2月1日現在)昭和55年3月
- ⑫⑦ 福生市社会福祉協議会, 福生市民生委員協議会「母子・父子世帯実態調査書」(昭和55年3月1日～31日実施)昭和55年9月
- ⑫⑧ 狛江市社会福祉協議会「母子(父子)家庭へのアンケート調査報告書」(昭和57年3月25日～4月5日実施)昭和58年8月
- ⑫⑨ 東大和市福祉事務所「東大和市単親家庭実態調査報告書」(昭和56年10月1日～11月30日実施)昭和57年9月
- ⑫⑩ 東久留米市, 東久留米市民生委員協議会, 東久留米市社会福祉協議会「東久留米市父子世帯実態調査報告書」(昭和53年10月実施)昭和53年12月
- ⑫⑪ 多摩市福祉委員会「単親世帯生活実態調査報告書」(昭和56年10月1日～31日実施)昭和57年3月
- ⑫⑫ 東京都西多摩福祉事務所「母子(父子)家庭実態調査報告書」(昭和51年6月1日現在)発行年月不明。西多摩郡5町1村(羽村町, 瑞穂町, 日の出町, 五日市町, 檜原村, 奥多摩町)
- ⑫⑬ 奥多摩町社会福祉協議会, 奥多摩町民生委員協議会「母子(父子)家庭調査報告」(昭和57年12月1日現在)発行年月不明
- ⑫⑭ 八丈島社会福祉協議会「父子世帯実態調査報告書」

川西：父子家庭のニーズの動向に関する研究

- (昭和49年2月1日現在) 発行年月不明
- ①43 八丈島民生委員協議会, 八丈島社会福祉協議会
『昭和58年度父子世帯実態調査報告書』(昭和59年2月1日現在) 発行年月不明
- ①44 大垣市福祉事務所児童課「父子世帯実態調査資料」
(昭和59年2月1日現在) 発行年月不明
- ①45 高山市『高山市父子家庭実態調査結果』(昭和59年6月1日現在) 発行年月不明
- ①46 岐阜県揖斐福祉事務所「父子家庭の調査」(昭和59年4月1日現在) 発行年月不明。揖斐郡4町5村(揖斐川町, 谷汲町, 大野町, 池田町, 春日村, 久瀬村, 藤橋村, 坂内村, 徳山村)
- ①47 岐阜県恵那福祉事務所「母子家庭等状況調」(昭和59年10月1日現在) 発行年月不明。恵那郡7町4村(坂下町, 川上村, 加子母村, 付知町, 福岡町, 上矢作町, 蛭川村, 岩村町, 山岡町, 明智町, 串原村)
- ①48 沼津市(市民福祉児童課)『父子家庭のアンケート調査結果報告書』(昭和59年2月1日~29日実施) 昭和59年4月
- ①49 大津市福祉保健部「大津市父子世帯実態調査報告書(中間報告書)」(昭和57年2月1日現在) 昭和57年8月
- ①50 彦根市福祉事務所「彦根市父子世帯実態調査」(昭和58年10月1日) 発行年月不明
- ①51 枚方市父子福祉会「枚方市父子世帯くらしの調査報告書」(昭和59年3月1日~31日実施) 昭和59年10月
- ①52 那覇市福祉部「那覇市母子・父子世帯実態調査報告書」(昭和57年12月1日~昭和58年2月28日実施) 発行年月不明

Study on Trends of Motherless Families' Needs

An Analysis on Local Governments' Surveys on the Living Conditions of Motherless Families (Ⅲ)

Yasuhiro Kawanishi

The contents of our analysis are : firstly, the existing state of making surveys on the living conditions of motherless families by local governments, secondly, various definitions of the motherless family and some methods of the surveys, and thirdly, the trends of needs for social services in these families. Then in this paper, we have reached the second point.